

【裁定委員会】2025年11月12日付け決定

事案1

1 懲罰対象者

審判員

2 懲罰の内容

譴責

3 懲罰の起算日

2025年11月12日

4 懲罰の理由

本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「法令に反してはならない」及び「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

5 事案の概要

法令違反行為

事案 2

1 懲罰対象者

U12 クラブ指導者

2 懲罰の内容

本協会の登録資格を、2025 年 11 月 12 日（懲罰決定の日）から 2 年間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、2025 年 11 月 12 日（懲罰決定の日）から 2 年間停止する。

3 懲罰の起算日

2025 年 11 月 12 日

4 懲罰の理由

本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

5 事案の概要

- ・所属選手複数名に対する暴力行為（肩付近をつかみ、椅子から転倒させる行為。腹部に作戦版を押し付ける行為。カラーコーンを蹴って当てる行為。）
- ・所属選手を委縮させる不適切行為（体育館の備品を蹴る行為。）
- ・所属選手に対するセクシュアル・ハラスメント行為（精神的苦痛を与える性的な言動。）

事案 3

1 懲罰対象者

U15 クラブ指導者

2 懲罰の内容

本協会の登録資格を、2025 年 11 月 12 日（懲罰決定の日）から 6 年間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、2025 年 11 月 12 日（懲罰決定の日）から 6 年間停止する。

3 懲罰の起算日

2025 年 11 月 12 日

4 懲罰の理由

本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「法令に反してはならない。」、「本協会、前条に定める個人および団体ならびに本協会にかかわる一切の者の名誉または信用を棄損する行為をしてはならない。」及び「その他、バスケットボールに関し、直接または間接を問わず、品位を失うべき非行を行ってはならない。」に該当

5 事案の概要

法令違反行為